

労働者災害補償保険法（昭和 22 年 法律第 50 号）

| 項 目 | 内 容 |
|---|--|
| 目 的 | <ul style="list-style-type: none"> 労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする（第 1 条） |
| 保 険 者 | <ul style="list-style-type: none"> 労働者災害補償保険は、政府が、これを管掌する（第 2 条） |
| 適 用 | <ul style="list-style-type: none"> 適用労働者：適用事業に使用され、賃金を支払われる者 適用事業：労働者を使用する全ての事業（第 3 条） |
| 保 険 給 付* (第 7 条, 第 12 条 の 8, 第 21 条, 第 26 条) | <ul style="list-style-type: none"> 療養（補償）給付：療養費の全額 休業（補償）給付：休業 4 日目から休業 1 日につき給付基礎日額の 60% 傷病（補償）年金：療養開始後 1.5 年経過しても治らずその傷病が重い場合、年金給付基礎日額の 313 日分（1 級）～245 日分（3 級）の年金 障害（補償）年金：年金給付基礎日額の 313 日分（1 級）～131 日分（7 級）の年金 障害（補償）一時金：年金給付基礎日額の 503 日分（8 級）～56 日分（14 級）の一時金 介護（補償）給付：1 月当たり、常時介護は 104,530 円、随時介護は 52,270 円を上限 遺族（補償）年金：遺族数に応じ年金給付基礎日額の 153 日分～245 日分の年金 遺族（補償）一時金：遺族補償年金受給者がいない場合にその他の遺族に対し年金給付基礎日額の 1,000 日分の一時金 葬祭料（葬祭給付）：315,000 円＋給付基礎日額の 30 日分（最低保障額は給付基礎日額の 60 日分） 二次健康診断等給付：脳血管及び心臓の状態を把握するための二次健康診断及び医師等による特定保健指導 <p>注 1）給付基礎日額とは、原則として被災直前 3 ヶ月間の賃金総額をその期間の暦日数で除した額（最低保障額 3,960 円）である 2）年金給付及び長期（1.5 年経過）療養者の休業補償給付に係る給付基礎日額は、年齢層ごとに最低・最高限度額が設定されている *：給付の名称のうち（補償）は通勤災害の給付の名称にはつかない</p> |
| 療 養 の 給 付 | <ol style="list-style-type: none"> ① 診察 ② 薬剤又は治療材料の支給 ③ 処置、手術その他の治療 ④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 ⑥ 移送 <p style="text-align: right;">（第 13 条第 2 項、第 22 条第 2 項）</p> |
| 社会復帰促進等 事業 (第 29 条) | <ul style="list-style-type: none"> 社会復帰促進事業：労災病院等（34 ヶ所）の設置運営等 被災労働者等援護事業：特別支給金、労災就学等援護費の支給等 安全衛生確保等事業：労働災害防止対策の実施、産業医学の振興、未払賃金の立替払事業等 |
| 費 用 の 負 担 | <ul style="list-style-type: none"> 労災保険の財源は全額事業主負担で、個々の事業主の納付する保険料は、「保険料 = 賃金総額 × 保険料率」で算定される 労災保険率 = 2.5/1000 ~ 89/1000（事業の種類による。平成 24 年 4 月改定） <p style="text-align: right;">（第 30 条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号））</p> |
| 特 別 加 入 制 度 | <ul style="list-style-type: none"> 中小事業主等、一人親方等、特定作業従事者、特定農作業従事者等、海外派遣労働者の任意加入の保険制度 <p style="text-align: right;">（第 33 条～第 37 条）</p> |
| 時 効 (第 42 条) | <ul style="list-style-type: none"> 2 年経過で請求権消滅：遺族補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、療養給付、休業給付、葬祭給付、介護給付、二次健康診断等給付 5 年経過で請求権消滅：障害補償給付、遺族補償給付、障害給付、遺族給付 |
| 受 診 命 令 | <ul style="list-style-type: none"> 行政庁は保険給付に関して必要があると認めるときは、保険給付を受け、又は受けようとする者に対し、その指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる（第 47 条の 2） |